

南三陸材利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、森林整備の加速化と森林資源を活用した林業・木材産業の地域産業の再生を図るため、地元材を使用した住宅を新築する者に対し、予算の範囲内において、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号）及びこの要綱の定めるところにより、木材費用の一部として補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「地元材」とは、合法な手続を経て伐採された南三陸町の丸太を加工した木材で、次に掲げる方法で証明されたものをいう。
 - ア 森林・林業・木材産業関係団体が認定した合法木材供給事業者が、南三陸町で伐採された丸太を使用していることを納品書等で明記した木材
 - イ 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく伐採に関する手続きが行われたことを証する書類（以下「伐採届出書等」という。）の写しにより、南三陸町で伐採されたことが明らかな木材。
- (2) 「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋をいう。
- (3) 「木造住宅」とは、構造耐力上主要な部分が木造である住宅をいう。
- (4) 「新築」とは、更地に住宅を建てる場合、又は、既存の建築物を除去し、新たに住宅を建てることをいう。
- (5) 「一戸建」とは、1つの建物が1住宅であるものをいう。
- (6) 「町税等」とは、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料及び学校給食費保護者負担金をいう。

(交付対象者及び交付条件)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 町内に自己の居住用とするための一戸建て木造住宅を新築した者。
- (2) 建築した木造住宅における地元材使用材積が、木材使用材積全体の50%以上であること。
- (3) 対象となる住宅が、建築基準法（昭和25年法律第201号）における建築確認済証が交付済み、又は建築工事届け出済であること。
- (4) 町税等の滞納がない者。

(補助金額)

第4条 前条に定める住宅を新築した者に対する補助金の額は、次の表のとおりとし、1戸当たり50万円を上限とする。

地元材使用材積	補助金（一戸当たり）
木材使用材積全体の50%以上 かつ5立方メートルまで	200,000円
5立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 40,000円

2 地元材使用材積は、小数点第2位を切り上げし第1位止めとする。

(交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建築場所の案内図
- (2) 住宅の各階平面図・矩形図
- (3) 木びろい表(計画)(様式第8号)
- (4) 地元材使用を証明する南三陸町からの伐採許可通知書の写し又は、合法木材供給事業者からの合法証明書
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 建築確認済証の写し又は、建築工事届の写し
- (7) 納税証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書が提出された時は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知する。

(変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、前条の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請書類が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 申請者は、住所変更届提出後、30日以内に事業実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 木びろい表(実績)(様式第8号)
- (2) 地元産材使用を証明する南三陸町からの伐採許可通知書の写し又は、合法木材供給事業者からの合法証明書
- (3) 完成写真
- (4) 変更後の住民票の写し

(額の確定及び補助金の交付)

第8条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときはその額を確定するとともに、補助金額の確定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知し、速やかに申請者が指定する口座へ振り込むものとする。

2 当該補助金の交付の基準日は、居住を開始する年度とする。

(書類等の整備)

第9条 申請者は、本事業にかかる書類等については、事業の完了した翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金交付の取り消し)

第10条 町長は、申請者が次の各号に該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。